

諮問日：令和3年3月26日（令和2年度（情）諮問第32号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（情）答申第14号）

件名：東京高等裁判所において新型コロナウイルスの感染拡大を原因として職員に在宅勤務を指示した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「新型コロナウイルス肺炎感染拡大に原因し、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所（家裁，簡裁含む）における裁判所職員及び裁判官等の在宅勤務の指示を文章化したもの（4月7日以前に作成した文書を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和3年2月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

きわめて不十分な裁判所におけるコロナ対策を是正するため、不開示とした文書を早急に開示するよう求めます。

不開示とした理由を「作成又は取得していない」としているが、文書なしに裁判官らが在宅勤務することは不可能である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出にある「在宅勤務の指示」については、裁判官らに対して在宅勤務を命じることを内容とする指示を指すものと整理した。

東京高等裁判所では、裁判官に対しては、庁としての方針を踏まえて各裁判官に在宅勤務への協力を求めているものであって在宅勤務を命じたことはなく、また、裁判官以外の職員に対しては、在宅勤務を口頭で命じているため、本件開示申出文書は作成又は取得していない。念のため、東京高等裁判所内において対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、在宅勤務の指示を文章化した文書がなければ裁判官らが在宅勤務を行うことは不可能である旨主張する。しかし、裁判官らが在宅勤務を行うに当たって、これを書面によって命じることとする法令等の定めはない。
- 3 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出にある「在宅勤務の指示」については、裁判官らに対して在宅勤務を命じることを内容とする指示を指すものと整理した上で、東京高等裁判所では、裁判官に対しては、庁としての方針を踏まえて各裁判官に在宅勤務への協力を求めているものであって在宅勤務を命じたことはなく、また、裁判官以外の職員に対しては、在宅勤務を口頭で命じているため、本件開示申出文書は作成又は取得をしていないと判断したとのことである。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人は令和2年10月12日付けで文書の開示申出を行ったところ、①令和3年2月18日付けの開示通知書において、令和2年4月7日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事

務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」等の文書を開示されるとともに、②令和3年2月18日付けの不開示通知書において、本件開示申出文書について不開示とされたこと、上記①の事務連絡には、「業務継続計画（BCP）に基づく各庁の方針により、継続業務を行う上で必要な職員のみが在庁して職務をし、それ以外の裁判官については在宅勤務が相当とされ、また、裁判官以外の職員については在宅勤務を命じられることとなりますので、適切に行動してください。」との記載があることが認められる。

苦情申出人が上記①事務連絡の開示を受けた上で、不開示とされた本件開示申出文書について苦情申出を行っているという一連の事実経過を踏まえれば、本件開示申出文書の「在宅勤務の指示」について、在宅勤務を命令することを内容とする指示を指すことを前提としている上記最高裁判所事務総長の整理は合理的であるといえる。

そして、上記①の事務連絡の記載内容を踏まえれば、東京高等裁判所において、各裁判官には在宅勤務への協力を求めるにとどまり、在宅勤務を命じたことはなく、また、裁判官以外の職員に対しては具体の在宅勤務を口頭で命じたとする最高裁判所事務総長の上記説明は不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子